



# 令和5年度第2回

# 埼玉県医療提供施設 光熱費等高騰対策支援金

申請の  
ご案内

埼玉県では光熱費等高騰の影響を受けた医療提供施設に対し支援金を交付します。

## 申請期間

令和6年2月1日(木)から令和6年2月29日(木)まで



## 交付金額※

- 病院、有床診療所、分娩取扱助産所 ----- 1床当たり **1万5千円～4万5千円**
- 無床診療所（歯科を含む）、保険調剤薬局 ----- 1施設当たり **4千円～3万円**
- 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復）----- 1施設当たり **3千円～1万円**

## 申請方法

### 電子申請 又は 郵送申請

- 交付要件等の詳細については埼玉県ホームページをご覧ください。

令和5年度第2回埼玉県医療提供施設光熱費等高騰対策支援金

検索



## 主な交付要件

- 令和5年11月1日現在において、医療法等に基づく開設許可又は届出を行っている、埼玉県内に医療提供施設を有する事業者であること。  
※第1回（令和5年7～9月）に申請された事業者も今回の交付対象です。
- 交付申請日時点において、事業を実施しており、**今後も事業継続の意思があること。**



## お問い合わせ

埼玉県医療提供施設光熱費等高騰対策支援金コールセンター

TEL 0120-600-348

受付時間

平日 : 9時00分～20時00分

土日祝 : 9時00分～18時00分

【ホームページ】 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/r5bukkakoutousien.html>

※交付金額は対象施設の電気・ガス契約の形態に応じて異なります。  
詳細は次ページ「交付額及び添付書類について」をご覧ください。



コバトン&さいたまっち

# 交付額及び添付書類について

施設区分	電気の契約形態	ガスの契約形態	交付額	添付書類
<b>病院</b> 有床診療所 分娩取扱助産所	① 特別高圧契約	ガスの契約形態の選択は不要です	1床あたり <b>45,000円</b> ※1	ア、イ
	② 高圧契約		1床あたり <b>35,000円</b> ※1	ア、ウ
	③ その他		1床あたり <b>15,000円</b> ※1	ア
<b>無床診療所</b> (歯科含む) 調剤薬局	① 特別高圧 または ② 高圧契約	a 都市ガス	1事業所あたり <b>30,000円</b>	ア、ウ※2、エ
		b その他	1事業所あたり <b>20,000円</b>	ア、ウ※2
	③ その他	a 都市ガス	1事業所あたり <b>15,000円</b>	ア、エ
		b その他	1事業所あたり <b>4,000円</b>	ア
	① 特別高圧 または ② 高圧契約	a 都市ガス	1事業所あたり <b>10,000円</b>	ア、エ
		b その他	1事業所あたり <b>3,000円</b>	ア



**テナント等施設（電気・ガス契約の主体となっていない施設）においては、電気・ガスの契約形態は「b その他」となります。**

※1 病院等の入院入所施設の交付額には、食材料費高騰にかかる支援が含まれています。

※2 電気契約の形態が特別高圧契約の施設は「イ」

## 添付書類

★詳細は別紙「添付書類一覧」をご確認ください。

**ア** 振込先に関する書類(金融機関名、口座番号、名義人等が分かる口座の写しなど)

※ **イ** 対象施設の電気契約形態が特別高圧契約であることを証する書類

※ **ウ** 対象施設の電気契約形態が高圧契約であることを証する書類 (イメージは右頁のとおり)

※ **エ** 対象施設の契約形態が都市ガス契約であることを証する書類 (イメージは右頁のとおり)

※ **令和5年度第1回の支援金の交付を受け、現在もその契約形態に変更がない施設は、上記イ、ウ、エの提出は不要です。** (詳細は「添付書類一覧」のとおり)

# 「高圧電気契約」または「都市ガス契約」であることを証する書類(例)

## 添付書類のイメージ(検針票の写し)

**⚠ 第1回支援金の交付を受け現在もその契約形態に変更がない施設は提出不要です**

**⚠ 検針票は、必ず使用期間が令和5年11月1日以降のものを添付してください**

### 高圧電気契約

値引き単価が  
**1.8円**/kWhと  
明示されていれば  
高圧電気契約です。  
値引きの事実及び  
請求先が分かる写  
しを添付ください。

**⚠ 3.5円/kWhの場合  
は低圧電気契約です**

電気ご使用量のお知らせ				検針票
供給地点特定番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇			
ご契約お客さま名	埼玉 太郎 様			
対象年月	00年 00月分	料金算定期間	〇月〇日 ~ 〇月〇日	
ご請求額	00,000円	消費税等相当額	000円	
契約電力	〇〇〇プラン	使用電力量	000kWh	
(料金内訳)				
基本料金	0,000円	その他	000kWh	
(電力量料金内訳)				
電力料金その他	0,000円			
燃料費調整額	(0,000円)			
(その他料金内訳)				
再エネ発電促進賦課金	(0,000円)	再エネ賦課金対象	(0,000円)	

**※政府の支援で、使用量〇円/kWhが値引きされています。**

※その他供給電圧が6,000V以上であることが分かる資料でも可

### 都市ガス

値引き単価が  
**15円**/m<sup>3</sup>と  
明示されていれば  
都市ガス契約です。  
値引きの事実及び  
請求先が分かる  
写しを添付くだ  
さい。

ガスご使用量のお知らせ				検針票
ご契約者	埼玉 次郎 様			
00年 00月分				
ご請求金額	00,000円 (うち消費税等相当額 000円)			
お支払期限	00月00日			
ご使用量	000m <sup>3</sup>			
ご使用期間	00月00日 ~ 00月00日 (00日間)			
今回検針日	00月00日	次回検針日	00月00日	

●ガス料金の計算方法はホームページをご覧ください。か、営業所にお問い合わせください。

●ガス料金には消費税法及び地方税法に基づき、消費税等相当額が加算されています。

**●政府の支援で使用量〇円/m<sup>3</sup>が値引きされています。**

【翌月適用料金表】			
料金表	1か月のご使用量 (m <sup>3</sup> )	基本料金 (円)	従量料金単価 (円/m <sup>3</sup> )
-	-	0,000円00銭	0,000円00銭

【当月適用料金表】		
料金表	基本料金 (円)	従量料金単価 (円/m <sup>3</sup> )
〇表	0,000円00銭	000円00銭

#### ● 参考：国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」について

国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により、国が定める以下の値引き単価により、電気・ガスのご使用量に応じた値引きが実施されています。

#### ● 値引き単価 (令和5年10月使用分~令和6年4月検針分)

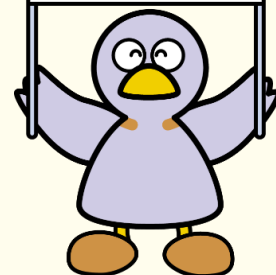
高圧電気	低圧電気	都市ガス
1.8円/kWh	3.5円/kWh	15円/m <sup>3</sup>

**値引き額は、毎月の「検針票」・「請求書」・「WEB明細」等で明示されております。(具体的な明示場所は、ご契約の電気・ガス事業者へお問い合わせください。)**

本県においては、国の値引き後も、県内の医療提供施設において引き続き光熱費高騰の影響がみられることから、支援を実施しております。

## よくあるお問い合わせ

## Q&A



Q1

申請の方法を教えてください。

A1

全ての対象施設に、申請のご案内を郵送しました。案内を御確認の上、申請をしてください。

Q2

申請に必要な書類を教えてください。

A2

申請額によって、必要となる書類は異なります。申請前に必ず「交付額及び添付書類について（本資料 P.2、P.3）」を御確認のうえ、必要となる書類を添付してください。

Q3

メールやFAXで申請することはできますか？

A3

申請は電子申請または郵送でのみ受け付けています。なお、郵送の場合はレターパック等の郵便物が追跡できる方法で提出してください。

Q4

休業中（休床中）でも支援金はもらえますか？

A4

令和5年11月1日時点で保健所等に休止届を提出している施設は対象となりません。また、申請時に休止中の施設（休床中の病床）も対象となりません。

Q5

ガス契約を結んでいない場合（オール電化など）、別紙「交付額及び添付書類について」における交付額はどれを選択すればよいですか？

A5

ガスの契約形態は「その他」を選択してください。

Q6

電気（ガス）検針票の写しを添付したいのですが政府の支援による値引きの事実が明示されている箇所が見つかりません。

A6

ご契約の電気（ガス）事業者へお問い合わせください。

Q7

事業所がテナントである場合はどうすればよいか。

A7

テナント施設（電気・ガス契約の主体となっていない施設）においては、原則、電気・ガスの契約形態は「その他」を選択してください。